

広島県教育委員会訓令第二号

本
地 方 機 関 序
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する

る訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
2 （勤務時間等） 第一条（略）	2 （勤務時間等） 第一条（略）	2 （勤務時間等） 第一条（略）
一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第三号及び第七条の三第一項において「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）	一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第三号において「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）	一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第三号において「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
二一五（略） 3—6（略）	二一五（略） 3—6（略）	二一五（略） 3—6（略）
（介護時間） 第七条の二（略）	（介護時間） 第七条の二（略）	（介護時間） 第七条の二（略）
（介護支援部分休暇） 第七条の三 条例第十四条の三第二項の任命権者が定める時間は、常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間（条例第二条第一項及び第三条に規定する勤務時間をいう。）から育児休業法第十条第一項第一号から第四号までの規定を準用する場合における勤務時間を感じた時間とする。 職員は、条例第十四条の三に規定する介護支援部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、休暇簿によつて行わなければならぬ。		

附 則

この教育委員会訓令は、令和三年四月一日から施行する。